

一月十五日
から

ダイオキシンの排出規制対象などが拡大・強化されました

最強の猛毒物質と言われるダイオキシン類。このダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的として、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成十一年七月に制定されました。そして、その法律が一月十五日に施行されましたので、その主な内容をお知らせします。

〓一兆分の一と示されていますが、今回環境基準として、〇・六ピrogramと定められました。
規制の対象となる施設を拡大

左記の施設は、排出ガス・排出水に関して規制の対象となる特定施設となります。特定施設を設置してい

る事業者やこれから設置する事業者には、届け出、規制基準の遵守、測定・報告などが義務づけられます。
★既設の施設については、二月十四日（月）までに環境保全課に届け

出をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

富士市では

◎大気中に含まれるダイオキシンの濃度は基準以下

市では、定期的に大気中に含まれるダイオキシン類の濃度を調査しています。昨年五月〜十月に、青少年センター屋上で三回調査したところ、この法律に基づいて計算された平均値は、一立方メートル当たり〇・二二ピrogramと基準を下回っていました。

◎焼却に起因する苦情が増加

環境保全課に寄せられた苦情は、平成十年度は百六十五件でした。そのうち焼却炉や露天焼却など、焼却が原因となっている苦情が八十七件と全体の半数以上を占めています。これは平成九年度の五十三件に比べ、約一・六倍に増加しています。

【皆さんへのお願い】

ばい煙や悪臭の発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木くずなどを屋外でみだりに燃やさないでください。
一般の家庭でもダイオキシン類の発生量を減らすため、ごみの減量化にご協力ください。

ダイオキシンの定義を拡大

この新しい法律によってダイオキシン類の定義が拡大され、今までのポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、新たにコプラナーポリ塩化ビフェニルもダイオキシン類に含まれるようになります。

環境基準を設定

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に関する環境基準（健康を維持するための望ましい値）が新たに設定されました。その中で、大気中に含まれるダイオキシン類の濃度については、今まで環境指針として、年平均一立方メートル当たり〇・八ピrogram（一ピrogram

●大気対象施設

種類	施設規模など
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5㎡（床が円の場合直径80cm、正方形の場合一辺70cm）以上または焼却能力が1時間当たり50kg以上 ※今までは2㎡以上または200kg以上で、今回その1/4の規模の焼却炉も対象となりました。
製鋼用電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA（キロボルトアンペア）以上
鉄鋼業焼結施設	原料の処理能力が1時間当たり1t以上
亜鉛回収施設	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上
アルミニウム合金製造施設	溶解炉は容量が1t以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上

●水質対象施設

クラフトパルプを製造するための施設のうち塩素系漂白施設
廃PCBなどまたはPCB処理物の分解施設
PCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設
アルミニウム・同合金を製造するための溶解炉、乾燥炉または焙焼炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
塩化ビニルモノマーを製造するための施設のうち二塩化エチレン洗浄施設
廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水などを排出する灰ピット（燃焼能力50kg/時以上のものに限る）
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設

問い合わせ 環境保全課 内線二〇七四